

○平成24年4月から、新たな障害者相談支援がはじまります。

★身体・知的・精神の障害ごとに設置されていた「障害者（児）生活支援センター」が、3障害ワンストップの相談窓口となる「**障害者基幹相談支援センター**」へ変わり、場所が区役所内へ移ります。

★障害者の情報の拠点となる「**総合相談情報センター**」を、健康福祉プラザ内に開設します。

また、指定相談支援事業者では、障害福祉サービスを利用する障害のある方に対し、サービスを利用するためのケアプラン作成や、施設や病院からの地域移行に向けての相談などができるようになります。

**障害者基幹相談支援センター**（堺市委託事業）

◎身体・知的・精神の障害のある方への相談窓口です。

福祉サービスのことが知りたい、健康管理が心配、一人暮らしがしたい、自分らしく暮らしたい、仕事をしたい、子どもの成長や将来が不安、仲間がほしい、家族や友人とうまくいかないなど、相談したいこと、不安なことを相談員がお聞きします。相談の内容に応じて、必要な支援機関を紹介します。

◎障害者の権利を守ります。

成年後見制度をはじめとする障害者の権利を守るための制度利用や、権利侵害に関する相談に応じます。

◎区域の相談機関の「まとめ役」です。

区域内の計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援を行う指定相談支援事業者と連絡・調整を行いながら、区域の核となって、より良い相談支援体制に向けて、環境の整備を行います。区障害者自立支援協議会の中心的役割を担います。

**総合相談情報センター**（堺市委託事業）

◎障害者に役立つ情報の拠点です。

障害福祉サービスの情報検索システムをはじめ、障害者に必要な情報の発信や、新たな情報を収集する役割を担います。

◎専門相談機関とともにサポートします。

区障害者基幹相談支援センターや地域の指定相談支援事業者で対応できない専門的な相談に対し、プラザ内の専門相談機関とともに、解決に向けてサポートします。

◎市全域の相談支援の拠点です。

各区障害者自立支援協議会からあげられた様々な課題について、協議する市障害者自立支援協議会の中心的な役割を担います。また、地域移行を推進していくための体制や環境を整備する役割を担います。

～ 地域で、生き生きと生活することを応援します。～

